

○宮崎大学学士課程教育検討専門委員会細則

平成 24 年 1 月 31 日  
制 定  
改正 平成 24 年 3 月 29 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、宮崎大学教育委員会規程第 9 条第 2 項に基づき、宮崎大学学士課程教育検討専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項等)

第 2 条 専門委員会は、次に掲げる事項を審議・立案し、宮崎大学教育委員会（以下「大教委員会」という。）に提案する。また、必要に応じ次の事項に係る措置を実施し、大教委員会に報告する。

- (1) 学士課程の教育目標に基づく教育課程編成の基本的事項及びその具体化に関する事項
- (2) 学士課程教育に係る調査・研究に関する事項
- (3) その他大教委員会から付託された事項

(組織)

第 3 条 専門委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 副学長（教育・学生担当）
- (2) 共通教育部長
- (3) 教育文化学部、医学部、農学部及び工学教育研究部から選出された委員 各 1 人
- (4) 教育・学生支援センター教育企画部門長及び学生支援部門長
- (5) 教育・学生支援センター専任教員 2 人
- (6) その他専門委員会が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第 4 条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第 1 号の委員をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

- 2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第 5 条 専門委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

- 2 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務)

第 6 条 専門委員会の事務は、学生支援部教育支援課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この細則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成 24 年 1 月 31 日から施行する。
- 2 この細則は、平成 26 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。